

基本要件適合性チェックリストの改正(5基準)について(薬生機審発1114第1号:令和4年11月14日)

制定/ 改正等	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第23条の2の23 第1項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器(平成17年厚生労働省告示第112号)の別表番号	医療機器の名称
改正	別表第2-1	1 アナログ式口外汎用歯科X線診断装置 2 デジタル式口外汎用歯科X線診断装置
改正	別表第3-18	1 核医学診断用ポジトロンCT装置
制定	別表第3-939	1 眼科用灌流・吸引ユニット用単回使用眼内プローブ
制定	別表第3-940	1 単回使用眼科用トロカール類
制定	別表第3-941	1 単回使用眼内照明プローブ